誰もが安心して医療を受けられるために

「医療基本法」の制定を!



公益社団法人日本リウマチ友の会の概要

| 設立 | 1960年5月 設立 1970年 社団法人認可 2012年4月 公益社団法人 |
|------|--|
| 会の目的 | リウマチに関する正しい知識を広め、リウマチ対策の確立と推進を図り、 リウマチ性疾患を有する者の福祉の向上に寄与すること。 |
| 会 員 | 約14,000人、10~80歳代 構成:関節リウマチ・悪性関節リウマチ・若年性リウマチなどの患者、家族、リウマチ専門医、医療関係者、ボランティアなど。 |
| 活動地域 | 全国(全国都道府県に47支部) |
| 関係団体 | 日本リウマチ学会、日本リウマチ財団、日本障害者協議会、障害関係団体連絡協議会、JDA(障害者の差別の禁止・解消を推進する全国ネットワーク)、患者の声協議会他 |

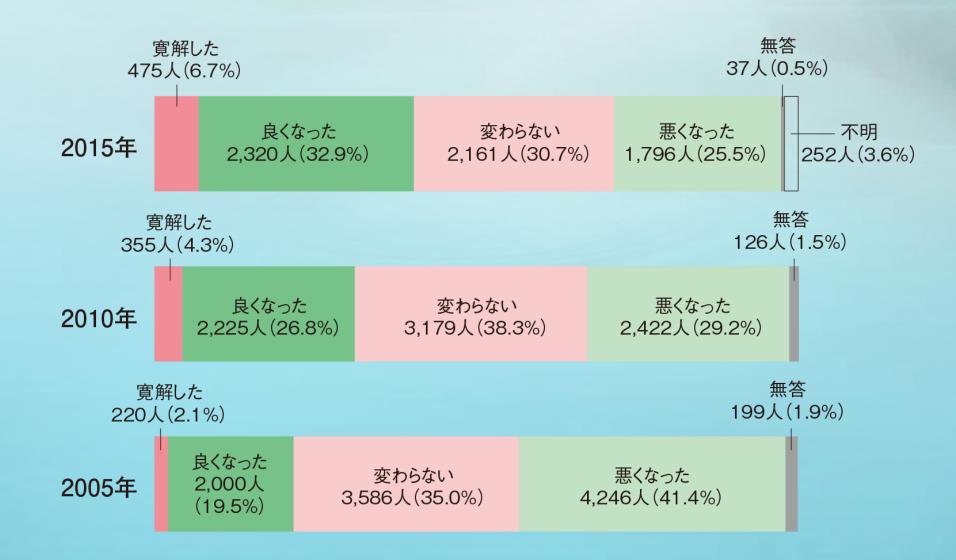
公益社団法人日本リウマ千友の会のあゆみ

```
1960年 5月 伊東リウマチ友の会発足
        日本リウマチ友の会と改称
1961年 3月
        リウマチ科標榜の働きかけ
1968年
1970年 5月
        創立10周年記念大会(その後5年ごとに周年記念大会開催)
        厚生大臣より社団法人の認可
     9月
    7月 「難病対策要綱」制定
1972年
        "悪性関節リウマチ"難病指定
1973年
    6月 "悪性関節リウマチ"特定疾患
1977年
1981年
     5月 厚生大臣表彰受賞
1983年
    7月 リウマチ科標榜に関する要望書を国会提出
1985年
        『'85リウマチ白書』発行(その後5年ごとに発行)
    9月 第42回保健文化賞受賞
1990年
1996年
    9月 リウマチ科標榜の実現
        新薬認可の署名活動
2002年 12月
    7月 「生物学的製剤」承認
2003年
    6月
        「リウマチ科」存続の署名活動、厚生労働大臣宛要望書提出
2007年
        「リウマチ科」存続決定
     9月
    12月
        公益法人改革「特例民法法人」に移行
2008年
2010年
     5月
        創立50周年記念大会開催
     6月
        『2010年リウマチ白書』発行
2012年 4月
        公益社団法人に移行
    4月
2013年
        障害者総合支援法
     1月
        難病法施行
2015年
        創立55周年
     4月
     5月
        『2015年リウマチ白書』発行
```

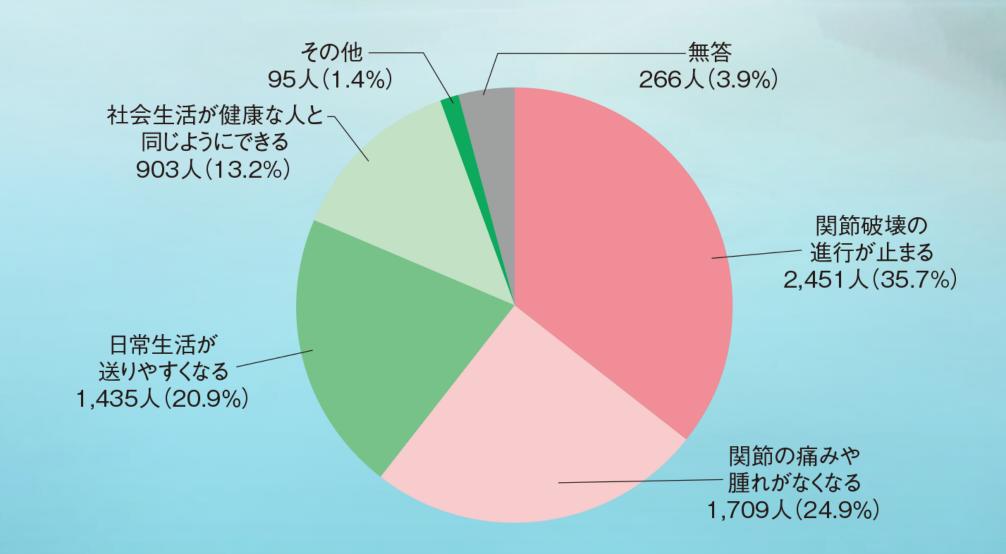
『2015年リウマチ白書』



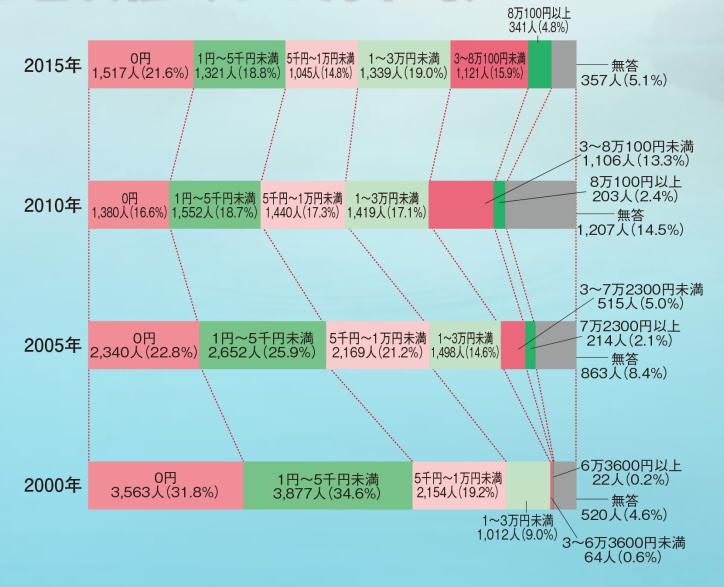
1年前と比較した現在の症状



治療に一番期待すること

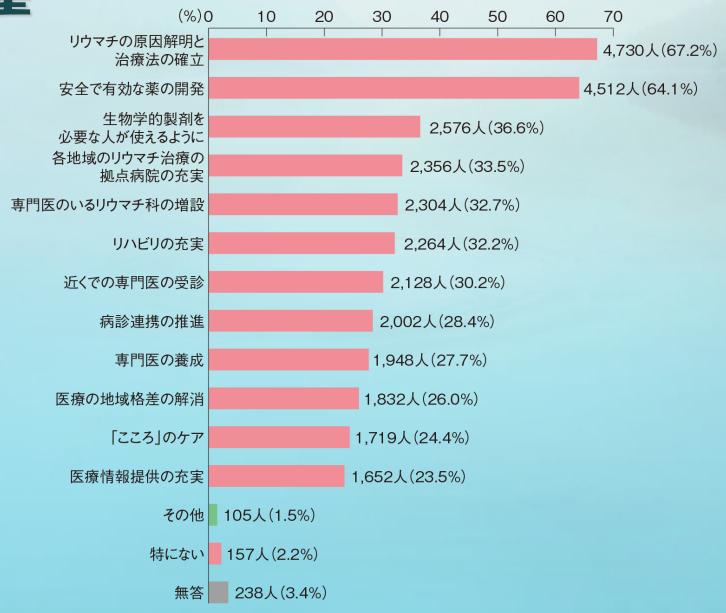


医療費の自己負担(1か月平均)



(各調査時の高額療養費の額は異なる)

医療への要望



「患者の声・協議会」設立の背景

- ①医療費抑制策等により、医療・福祉サービスの見直し策が行政主導で検討・実施されてきた。
- ②また、その検討の際に、現場の状況が十分に考慮されなかった結果、効率的・効果的な見直しでなかった場合が多く見受けられる。
- ③その結果、患者側にとっては、社会保障サービスの質・量の低下などの面で大きな混乱をひきおこしている。



「患者の声を医療政策に反映させる仕組み」が必要

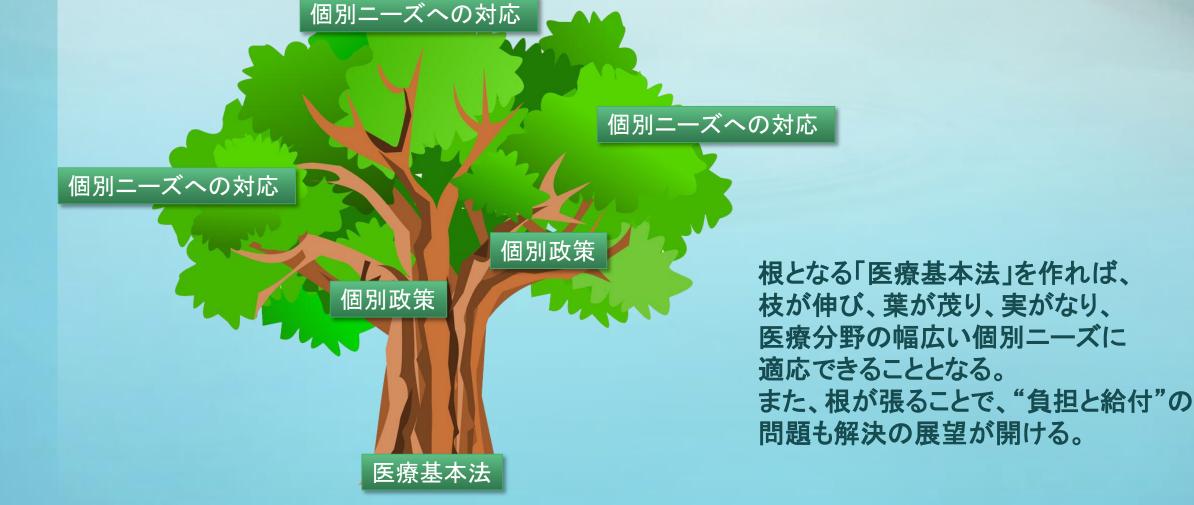
「地域間の医療格差」や「医療政策制定過程」に発生する問題については、患者・当事者抜きの議論では解決できない!



「患者の声協議会」設立(2008年7月)

医療基本法は、医療全体の総合的問題解決に資することができる

4つの骨子で、おおむね94のニーズがすべて基本的にカバーできることが確認された



医療基本法 共同骨子

骨子7項目

1「医療の質と安全の確保」

患者・国民が質の高い安全な医療を、十分な情報提供と納得の下に、あまねく受け入れられるよう、医療提供等にとって必要な対策を実施する。

2「医療提供体制の充実」

必要な医療従事者を育成し、診療科や地域による偏在を是正し、医療機関の整備と機能分化・適正配置を進め、十分に連携された切れ目のない医療提供体制を実現する。

3「財源の確保と国民皆保険制度の堅持」

負担と給付のバランスに関する国民的合意を形成し、医療の質とアクセスのために必要な財源を確保し、国民皆保険制度を維持・発展・強化する。

4「患者本位の医療」

世界保健機関(WHO)の国際的な理念と日本国憲法の精神に沿って、患者の権利と尊厳を尊重し、患者本位の医療が実現される体制を構築する。

5「病気又は障がいによる差別の禁止」

多くの病者・障がい者が、職場、学校、地域社会等での差別に苦しんできた歴史を踏まえ、病気や障がいを理由とする差別が許されないことを明らかにする。

6「国民参加の政策決定」

患者・国民が参加し、医療の関係者が患者・国民と相互信頼に基づいて協働し、速やかに政策の合意形成が行われ、医療を継続的・総合的に評価改善していく仕組みを形成する。

7「関係者の役割と責務」

国、地方公共団体、医療機関、医療従事者、医療関係事業者、医療保険者及び患者・国民党、それぞれの立場が担う役割と責務を明確にする。